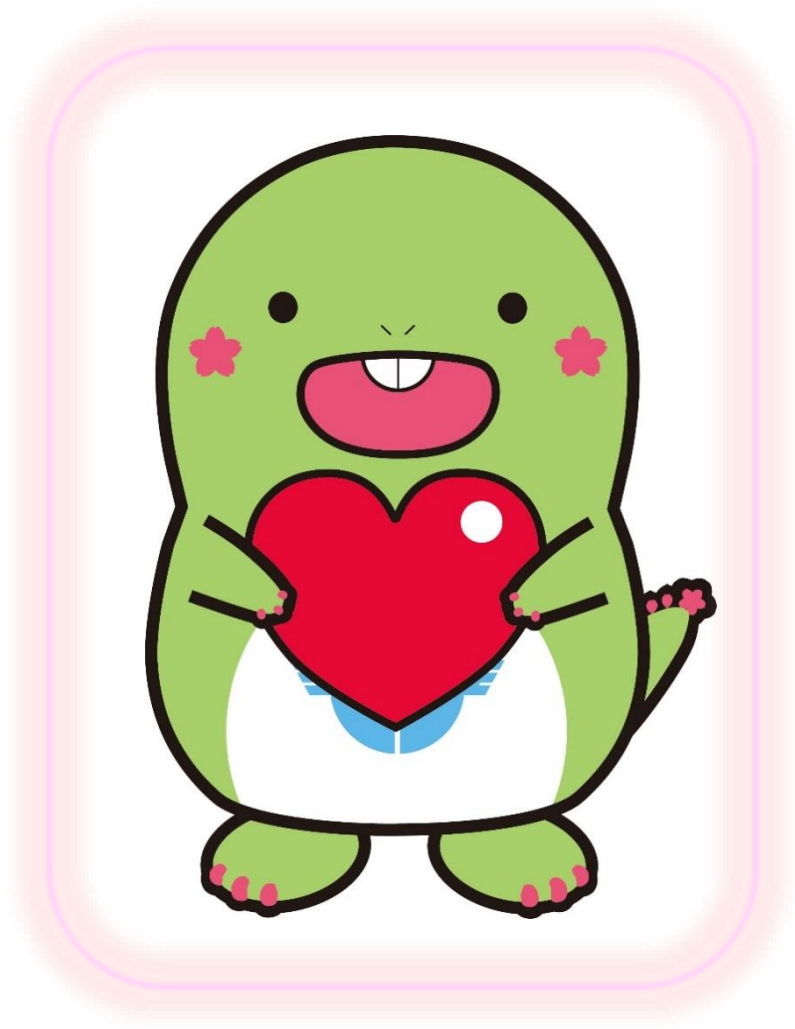


第7期東金市障がい福祉計画・
第3期東金市障がい児福祉計画



令和6年3月

『障がい』の表記について

『障がい』の表記につきましては、法に規定のある用語等はそのとおりの表記を用いて『障害』としています。

そのため、文中で『障がい者』や『障害福祉サービス等』など『がい』がひらがな表記のものと漢字表記のものが混在しています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨 1
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画期間 3

第2章 計画の基本方針

1. 東金市障がい者計画の理念 4
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的視点 5
3. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 7
4. その他サービスの円滑な実施確保のための必須事項 8

第3章 障がいのある人の状況

1. 東金市の現状 9
2. 障害者手帳所持状況等 10

第4章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

1. 障害者総合支援法に基づくサービス体系 25
2. 児童福祉法に基づくサービス体系 26
3. 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について 27

第5章 成果目標と活動指標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 29
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 30
3. 地域生活支援の充実 32
4. 福祉施設から一般就労への移行等 34
5. 障がい児支援の提供体制の整備等 36
6. 相談支援体制の充実・強化等 38
7. 障害福祉サービス等の質の向上 40

第6章 障害福祉サービス等の利用状況と利用見込み

1. 訪問系サービス	42
2. 日中活動系サービス	45
3. 居住系サービス	50
4. 相談支援	52

第7章 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

1. 理解促進研修・啓発事業	54
2. 自発的活動支援事業	55
3. 相談支援事業	56
4. 成年後見制度利用支援事業	58
5. 成年後見制度法人後見支援事業	59
6. 意思疎通（コミュニケーション）支援事業	60
7. 日常生活用具給付事業	61
8. 手話奉仕員養成研修事業	62
9. 移動支援事業	63
10. 地域活動支援センター	64
11. 任意事業	65

第8章 障害児通所支援等の利用状況と利用見込み

1. 障害児通所支援等	67
-------------	----

第9章 計画の推進のために

1. 計画の推進	70
2. 計画の進行管理	70
3. 関係機関との連携	71

第10章 その他

1. 計画に関する事項	72
2. 用語解説	73

計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を支える体制整備、入所等から地域生活への移行や地域生活継続の支援、発達障がいや医療的ケアを必要とする人に対する支援など様々な課題に対する対応が一層求められている現状にあります。

東金市では、令和3年3月に「誰もがその人らしく安心して共に暮らせる社会の実現」を基本理念とした「第3次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、お互いが尊重し合い、誰もがその人らしく安心して暮らすことができる社会を目指すとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に向け、障がい者施策に関する様々な取り組みを推進してきました。

今回、令和3年3月に「第3次障がい者計画」と一体的に策定し、障がい者計画の実施計画である「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が満了することに伴い、国の基本指針に基づき、国における法改正の動向・社会情勢の変化・地域の課題やニーズを踏まえ、新たに「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等を提供するための体制が計画的に確保されるよう令和6年度から令和8年度までの具体的なサービス見込み量、成果目標及び活動指標を設定しており、本計画により、障がい福祉施策の推進に努めてまいります。

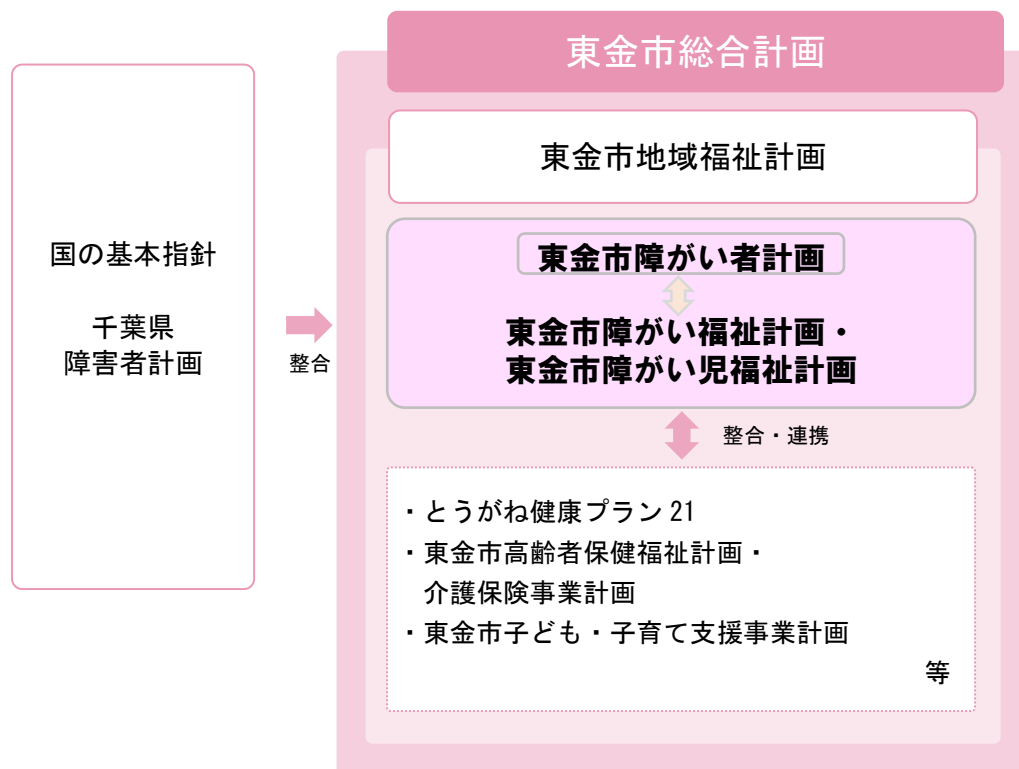


2. 計画の位置づけ

「東金市障がい福祉計画」及び「東金市障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画です。

今回策定する「第7期東金市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、両計画を一体的に策定するもので、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び地域生活支援事業等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として障害福祉サービス等の必要見込み量等を示します。

本計画策定にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく基本指針に即しつつ、市の総合計画、地域福祉計画及び障がい者計画、その他本市保健福祉施策に関する計画との連携や整合を図りながら策定し推進していきます。



3. 計画期間

国の基本指針に基づき、「第7期東金市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から8年度までの3年を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期東金市障害者計画			第3次東金市障がい者計画		
第5期東金市障害福祉計画・ 第1期東金市障害児福祉計画			第6期東金市障がい福祉計画・ 第2期東金市障がい児福祉計画		

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次東金市障がい者計画					
第7期東金市障がい福祉計画・ 第3期東金市障がい児福祉計画			第8期東金市障がい福祉計画・ 第4期東金市障がい児福祉計画		



1. 東金市障がい者計画の理念

東金市においては、「第3次東金市障がい者計画」に掲げた次の理念に基づいて、障がい者福祉施策を推進しています。



本計画「第7期東金市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」においても、「第3次東金市障がい者計画」の理念を共有し、計画の推進を図るものとします。

２．障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的視点

本計画の策定にあたり、「第３次東金市障がい者計画」の理念のもと、国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、また障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、次に掲げる点に配慮するものとします。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が障がいの種別によって区別されることなく一元的に地域で障害福祉サービスを受けることができ、また特性やニーズに応じ必要な支援を受けられるようサービス提供体制の充実に努めます。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等の方についても、適切な支援が受けられるよう周知を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立した生活を支援するため、地域生活への移行については適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活継続の支援、就労支援、グループホームへの入居など必要なサービス提供体制の整備に努めます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、地域生活支援拠点等を整備し、各機関との効果的な連携を確保し、その機能の強化に努めます。

さらに、発達障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしが送れるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、重層的支援体制整備事業の活用も含めた包括的な支援体制の構築について検討します。

（５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努めます。

（６）福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても将来にわたって安定的に福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、障害福祉サービスを担う人材の確保と定着を図ることが必要となるため、専門性を高める研修や職場環境の整備、ICTの導入等による事務負担の軽減などに努めます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援し、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進に努めます。

また、障がいのある人の情報取得利用・意志疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に努めます。

3. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

国の基本指針により、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方として次に掲げる点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行うものとします。

○障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ・ 必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

○相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の充実・強化
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障がい者等に対する相談支援体制等の確保・充実
- ・ 地域課題の解決に向け、関係機関等で構成される地域の協議会の活性化

○障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

4. その他サービスの円滑な実施確保のための必要事項

国の基本指針により、その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援の円滑な実施を確保するために次の事項に留意するものとします。

- 障がい者等に対する虐待の禁止
- 意思決定支援の促進
- 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障がい者等による情報取得利用・意志疎通の推進
- 障がいを理由とする差別解消の推進
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実



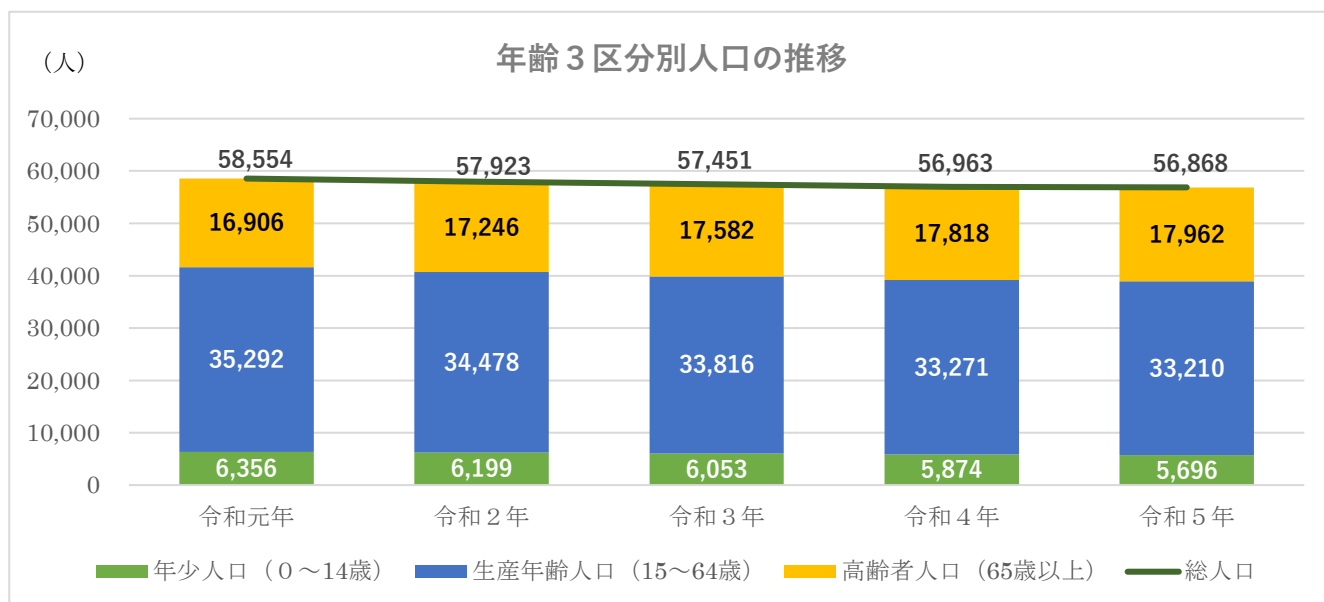
第3章

障がいのある人の状況

1. 東金市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和5年4月1日現在は56,868人となっています。一方で高齢者人口は年々増加し、高齢化率も緩やかに上昇しており、令和5年は31.6%となっています。今後もこの傾向は続くものと見込まれています。



年齢3区分別人口の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口 (0～14 歳)	6,356	6,199	6,053	5,874	5,696
生産年齢人口 (15～64 歳)	35,292	34,478	33,816	33,271	33,210
高齢者人口 (65 歳以上)	16,906	17,246	17,582	17,818	17,962
総人口	58,554	57,923	57,451	56,963	56,868
高齢化率	28.9	29.8	30.6	31.3	31.6

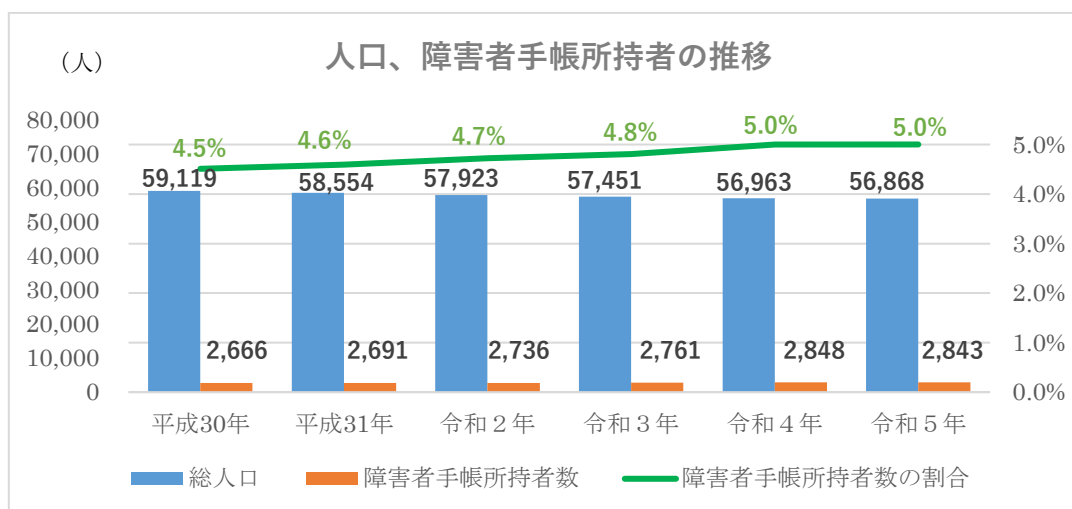
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在56,868人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在2,843人で、増加の傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も5.0%と増加しています。

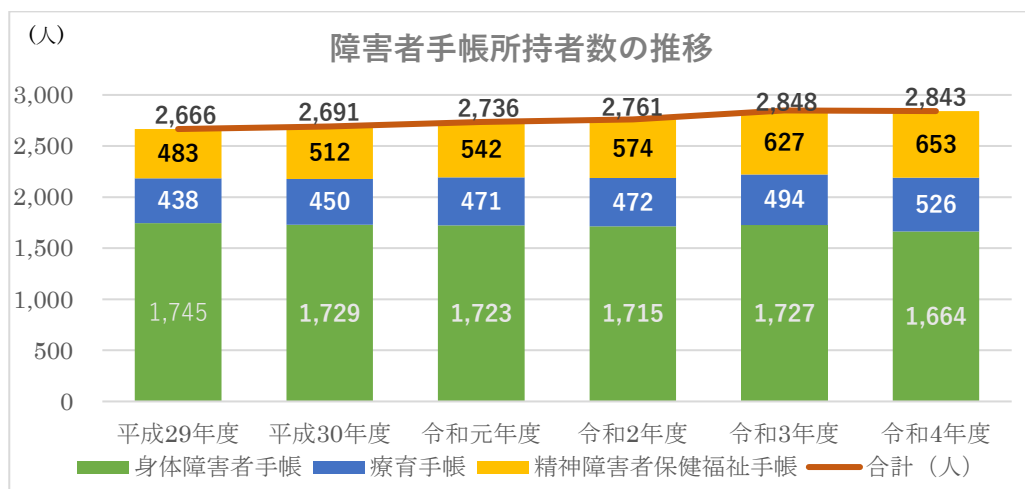


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月31日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、微減傾向ではありますが概ね横ばいとなっており、令和4年度末現在1,664人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在526人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和4年度末現在653人となっており、全体的には増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

2. 障害者手帳所持状況等

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

① 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別推移をみると、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。全体的には増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

障がいの種類別の内訳では、令和4年度は肢体不自由が825人（49.6%）と最も多く、次いで内部障がいが635人（38.2%）となっています。

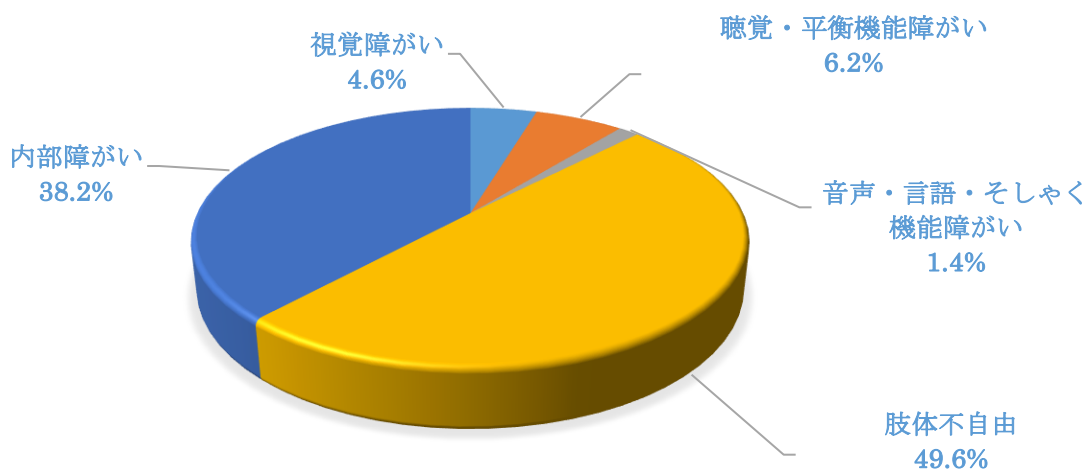
障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	104	95	89	83	81	77
聴覚・平衡機能障がい	110	98	100	98	104	103
音声・言語・そしゃく機能障がい	25	20	25	23	25	24
肢体不自由	905	903	892	873	871	825
内部障がい	601	613	617	638	646	635
合計	1,745	1,729	1,723	1,715	1,727	1,664

資料：庁内調べ（各年度末現在）

障がいの種類別 身体障害者手帳所持者数の割合（令和4年度末）



② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が599人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が424人となっています。また、1級の手帳所持者数は平成29年度から増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少傾向となっています。

等級別の内訳では、令和4年度は1級が36.0%と最も多く占め、2級をあわせると重度（1・2級）が全体の49.2%と約半数を占めています。

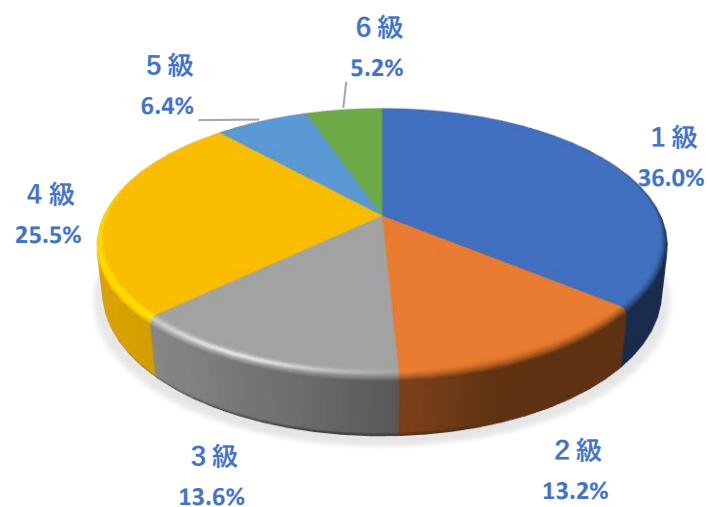
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	511	616	625	647	626	599
2 級	262	238	229	226	219	220
3 級	309	247	242	222	231	227
4 級	443	428	424	418	444	424
5 級	120	116	116	116	114	107
6 級	100	84	87	86	93	87
合計	1,745	1,729	1,723	1,715	1,727	1,664

資料：庁内調べ（各年度末現在）

等級別 身体障害者手帳所持者の割合（令和4年度末）



※端数処理により、内訳の和が 100% となりません。

③ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、17歳以下は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和4年度末現在42人となっています。

また、18～64歳は減少傾向にあり、令和4年度末現在491人となっています。65歳以上は増減を繰り返しながらやや増加傾向にあり、令和4年度末現在1,131人となっています。

年齢別の内訳では、令和4年度は65歳以上が68.0%と最も多く、次いで18～64歳が29.5%となっています。

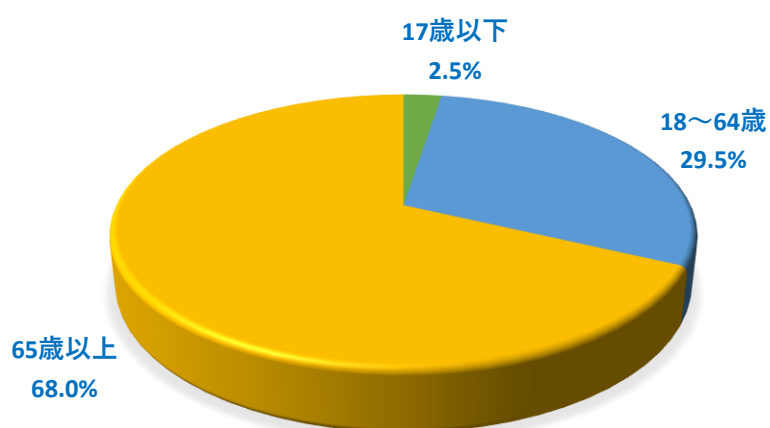
年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
17 歳以下	47	45	44	42	45	42
18～64 歳	595	606	559	538	529	491
65 歳以上	1,103	1,078	1,120	1,135	1,153	1,131
合計	1,745	1,729	1,723	1,715	1,727	1,664

資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢別 身体障害者手帳所持者数の割合（令和4年度末）



(2) 療育手帳所持者の状況

① 程度別療育手帳所持者数の推移

程度別療育手帳所持者数の推移をみると、すべての程度において増加の傾向となっており、特に軽度（Bの2）が増加傾向にあります。

程度別の内訳では、令和4年度末は軽度（Bの2）が41.3%と最も多く、次いで中度（Bの1）が22.6%となっており、軽度中度が63.9%、重度最重度が36.1%となっています。

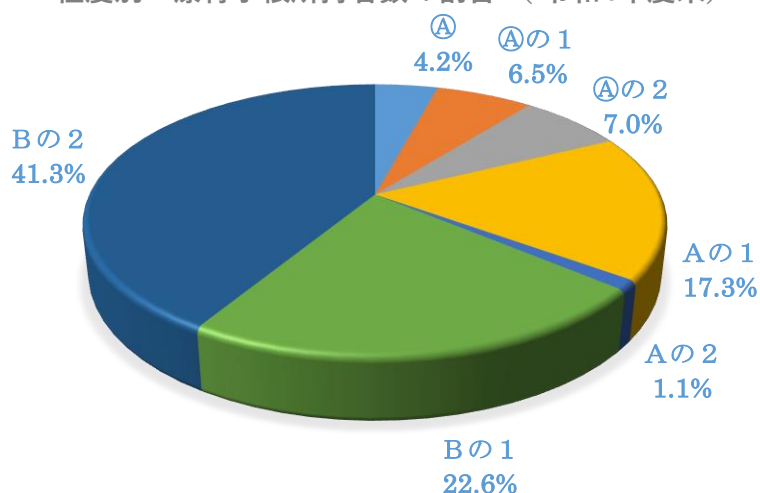
程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
最重度	①	15		19		19		17		19		22	
	①の1	34	83	34	87	34	87	35	87	35	90	34	93
	①の2	34		34		34		35		36		37	
重度	Aの1	87		90		97		94		92		91	
	Aの2	6	93	7	97	6	103	6	100	5	97	6	97
中度	Bの1	109		103		105		103		112		119	
軽度	Bの2	153	262	163	266	176	281	182	285	195	307	217	336
合計		438		450		471		472		494		526	

資料：庁内調べ（各年度末現在）

程度別 療育手帳所持者数の割合（令和4年度末）



② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、18～64歳が373人で最も多く、次いで17歳以下が135人となっており、すべての年齢別で増加傾向にあります。

年齢別の内訳では、令和4年度末は18～64歳が70.9%と最も多く、次いで17歳以下が25.7%となっています。

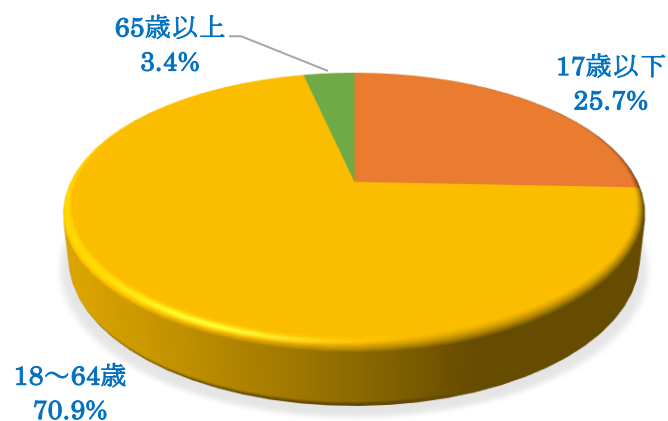
年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
17 歳 以下	116	116	122	113	123	135
18～64 歳	310	319	333	343	355	373
65 歳 以上	12	15	16	16	16	18
合 計	438	450	471	472	494	526

資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢別 療育手帳所持者数の割合（令和4年度末）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、2級の手帳所持者数が412人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が154人となっており、すべての等級で増加傾向にあります。

等級別の内訳では、令和4年度は2級が63.1%と最も多く、次いで3級が23.6%となっています。

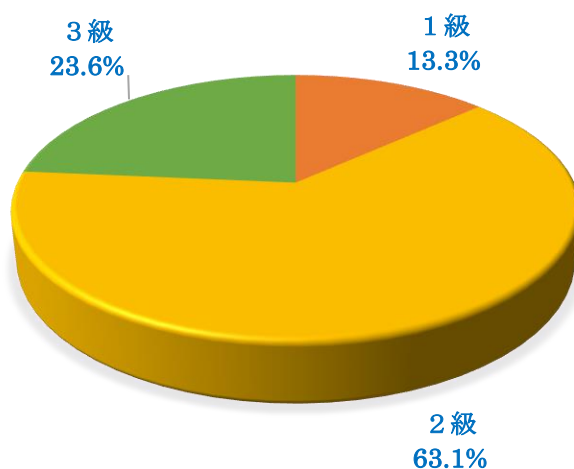
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	75	68	65	67	73	87
2 級	339	359	377	393	412	412
3 級	69	85	100	114	142	154
合計	483	512	542	574	627	653

資料：庁内調べ（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合（令和4年度末）



② 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末現在、20～69歳が584人、70歳以上が50人となっており、増加の傾向にあります。20歳未満では、令和4年度末現在19人となっており、やや増加傾向にあります。

年齢別の内訳では、令和4年度は20～69歳が89.4%となっています。

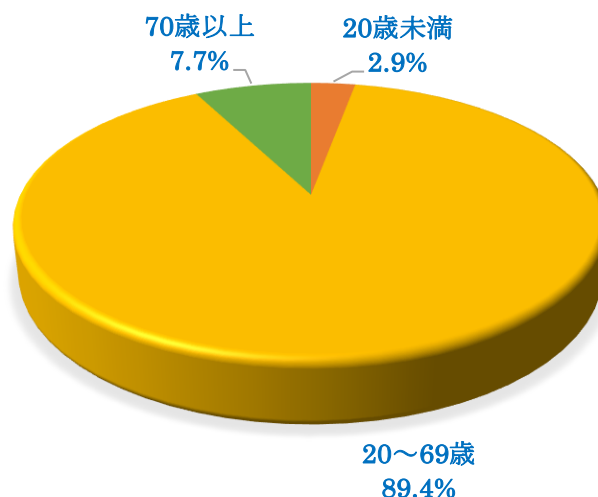
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
20 歳未満	17	18	14	17	19	19
20～69 歳	445	465	491	519	565	584
70 歳以上	21	29	37	38	43	50
合計	483	512	542	574	627	653

資料：庁内調べ（各年度末現在）

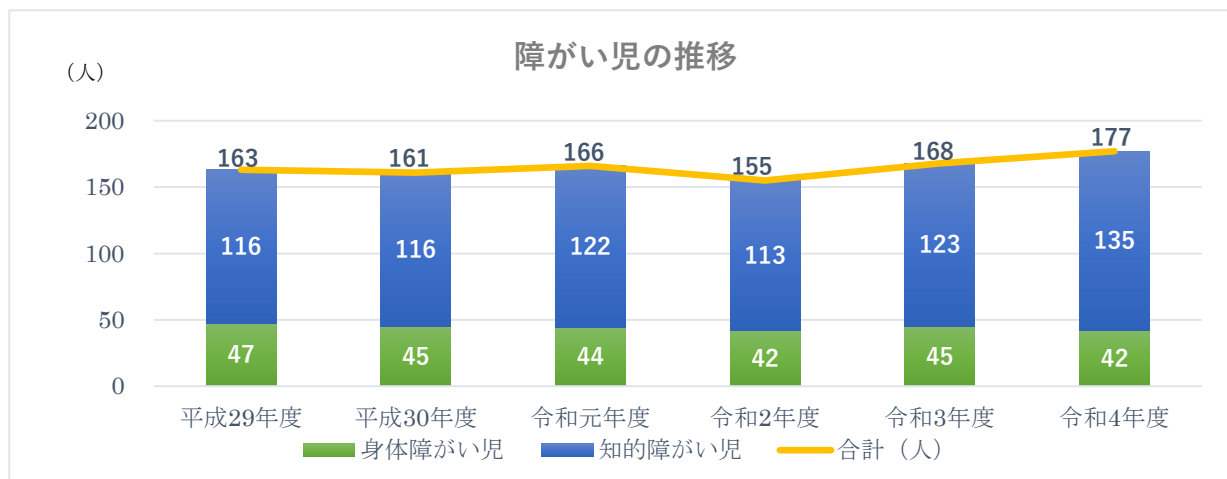
年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合（令和4年度末）



(4) 障がい児の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和4年度末現在42人で、やや減少傾向にあります。知的障がい児では、令和4年度末現在135人で、増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 障害者手帳所持者数の推計

第3次東金市障がい者計画策定時（令和3年3月）に、障害者手帳所持者の年齢別・種類別の出現率を過去5年間の状況を加味した10年間の推計を行いました。総人口は減少傾向が見込まれますが、障害者手帳所持者数は、しばらくは増加することが見込まれます。

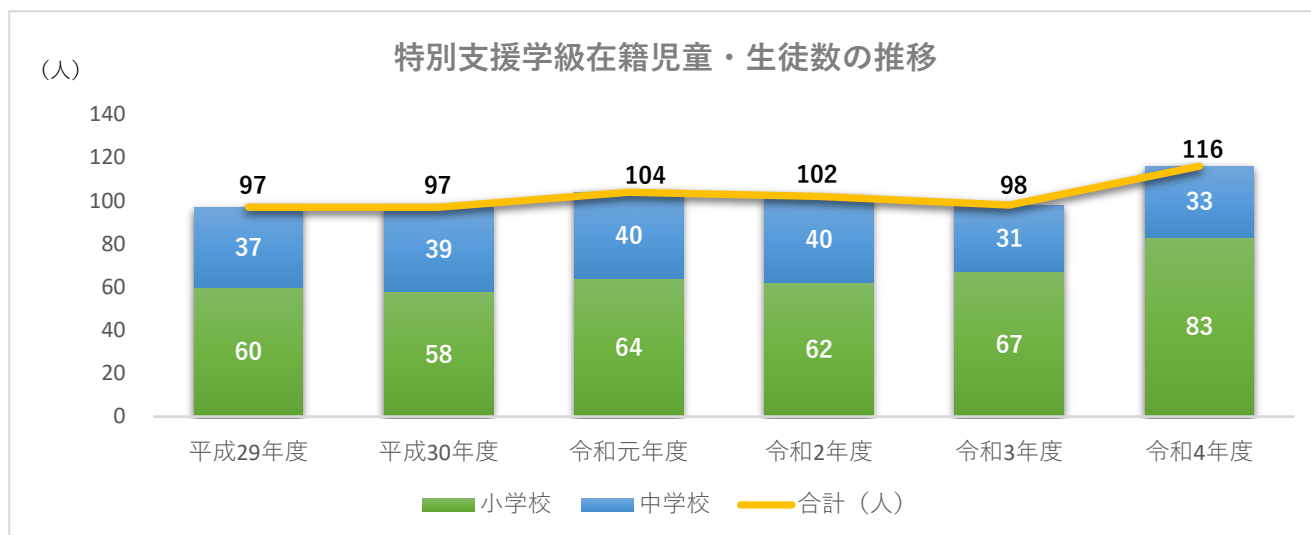
単位：人

		令和2年度末	令和4年度末	令和12年度末（推計）
身体障害者 手帳所持者	17歳以下	42	42	38
	18～64歳	538	491	497
	65歳以上	1,135	1,131	1,233
	計	1,715	1,664	1,768
療育手帳 所持者	17歳以下	113	135	129
	18～64歳	343	373	362
	65歳以上	16	18	18
	計	472	526	509
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	20歳未満	17	19	12
	20～69歳	519	584	583
	70歳以上	38	50	64
	計	574	653	659
合計		2,761	2,843	2,936

(6) 特別支援学級在籍児童・生徒の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和4年度末現在83人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和4年度末現在33人で、減少傾向にあります。

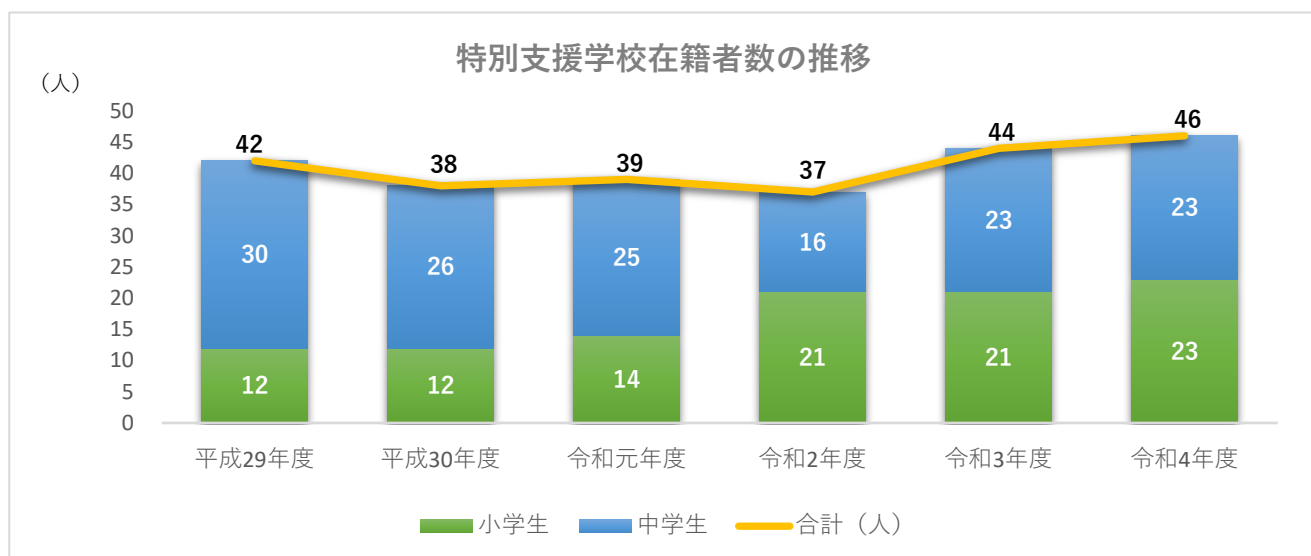


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(7) 特別支援学校在籍者の状況

① 特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学校在籍者数の推移をみると、小学生は令和4年度末現在23人で、増加傾向にあります。また、中学生は令和4年度末現在23人で、平成29年度以降減少傾向にありましたが、令和2年度より増加傾向に転じております。



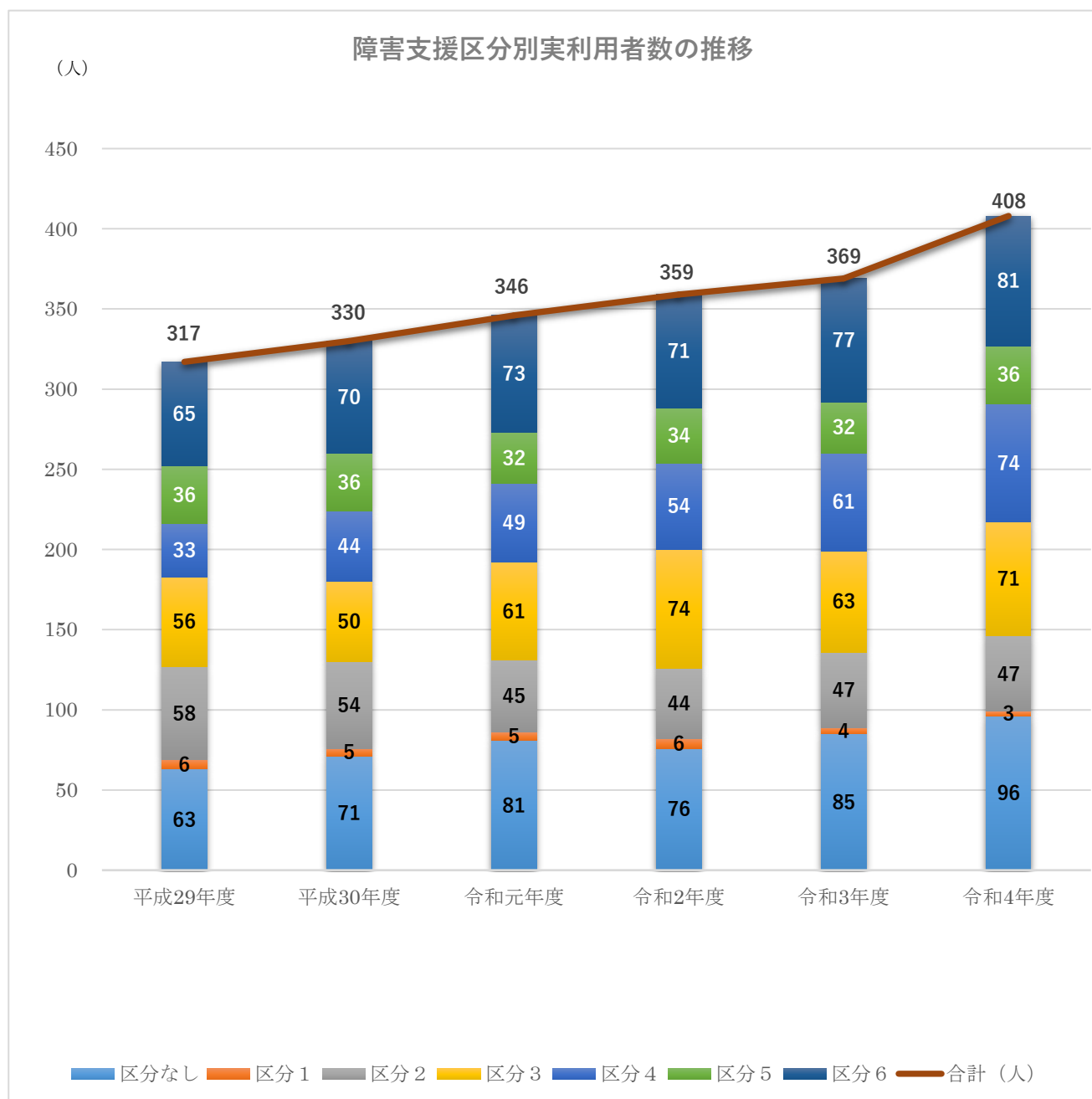
資料：庁内調べ（各年度末現在）

(8) 障害支援区分別実利用者の状況

① 障害支援区分別実利用者数の推移

障害支援区分別実利用者数の推移をみると、令和4年度末現在、障害支援区分の認定を受けている方では区分6が81人で最も多く、次いで区分4が74人となっており、より支援の必要な高い区分の利用者が増加傾向にあります。

また、障害支援区分を必要としないサービスの利用者も増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(9) 障がいのある人を支えるサービス等の状況

① 指定難病医療費助成制度等受給状況

指定難病医療費助成制度等受給状況の推移をみると、令和4年度、指定難病医療費助成制度は425件で、増減を繰り返しながら概ね横ばいとなっています。

また、小児慢性特定疾病医療費制度は20件となっており、減少傾向にあります。

指定難病医療費助成制度等受給状況

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定難病医療費助成制度	411	418	424	438	434	425
小児慢性特定疾病医療費制度	30	30	30	31	19	20

資料：山武健康福祉センター事業年報（各年度）

② 障害福祉サービスの利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数の推移をみると、令和4年度末現在、障害福祉サービス支給決定者が515人、障害児通所支援支給決定者が256人となっており、年々増加しています。また、それぞれの実利用者は、令和4年度末現在、障害福祉サービス実利用者が408人、障害児通所支援実利用者が213人となっており、年々増加の傾向が続いています。

障害福祉サービスの利用者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害福祉サービス支給決定者	434	440	441	459	489	515
障害福祉サービス実利用者	317	330	346	359	369	408
障害児通所支援支給決定者	163	184	208	204	239	256
障害児通所支援実利用者	138	160	153	164	195	213

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 障害福祉サービス利用件数の推移

障害福祉サービス利用件数の推移をみると、令和4年度、介護給付費等は10,799件となり、年々増加しています。また、障害児通所給付費は3,877件となっており、年々増加しています。

障害福祉サービス利用件数の推移

単位：延件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護給付費等	8,727	9,023	10,006	9,610	10,260	10,799
障害児通所給付費	2,417	2,916	3,327	3,361	3,532	3,877

資料：庁内調べ（各年度）

④ 自立支援医療給付、重度心身障害者医療費助成の状況

自立支援医療給付、重度心身障害者医療費助成の状況をみると、自立支援医療では精神通院医療と更生医療が増加の傾向にあり、育成医療は増減を繰り返しながら、ほぼ一定の傾向にあります。令和4年度末現在、精神通院医療受給者数は1,185人、令和4年度育成医療給付件数が3件、令和4年度更生医療給付件数が132件となっています。重度心身障害者医療費助成制度の受給者数は令和4年度末現在671人となっており減少傾向にあります。

自立支援医療給付状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援医療 (精神通院 医療)	精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する方に対し、必要な医療の給付を行う。	898	922	1,005	1,160	1,104	1,185

資料：庁内調べ（各年度末現在）

単位：件

	給付要件・概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援医療 (育成医療)	18 歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	5	4	6	1	7	3
自立支援医療 (更生医療)	18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。	69	85	105	118	132	132

資料：庁内調べ（各年度）

重度心身障害者医療費助成の状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
重度心身障害者 医療費助成制度	1・2級の身体障害者手帳、重度の療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、医療保険対象医療費・薬剤の一部負担金、助成申請書の証明経費を助成する。	744	708	684	719	710	671

資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑤ 各種福祉手当支給状況

各種福祉手当支給状況をみると、令和4年度1月現在、特別障害者手当は96人で、増加傾向となっています。障害児福祉手当は減少傾向で、49人となっています。特別児童扶養手当はほぼ横ばいで、106人となっています。在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当は増加傾向で、令和4年度3月現在44人となっています。

各種福祉手当支給状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別障害者 手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳以上の重度の障がい者に支給を行う。	81	95	90	93	89	96
障害児福祉 手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳未満の重度の障がい児に支給を行う。	68	69	56	51	48	49
特別児童 扶養手当	知的又は身体に障がい（中程度以上）を有する 20 歳未満の障がい児を扶養している方に支給を行う。	106	106	109	108	100	106

資料：庁内調べ（各年度1月現在）

単位：人

	給付要件・概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
在宅重度 知的障害者 及び ねたきり 身体障害者 福祉手当	20 歳以上の療育手帳所持者で程度が重度以上と判定された方、障害者相談センター所長の発行する判定書において重度と判定された知的障がい者又は介護する家族、自宅において概ね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排泄等の日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の身体障がい者又は介護する家族で、障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給を受けていない方に支給を行う。	40	40	42	43	44	44

資料：庁内調べ（各年度3月現在）

⑥ 障害者相談員

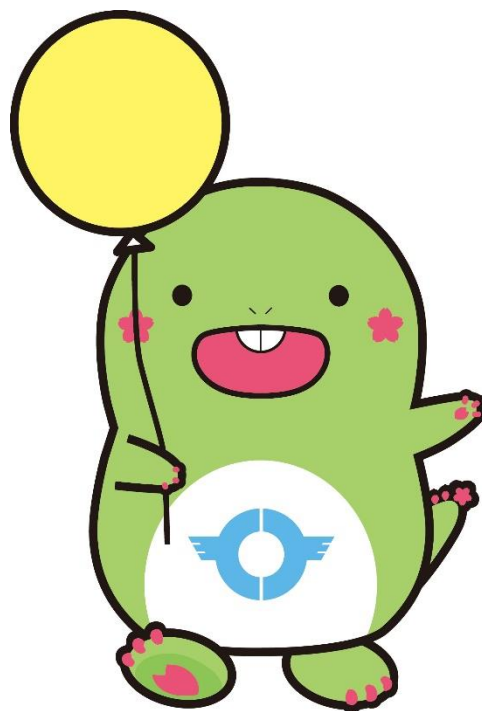
障害者相談員について、身体障害者相談員と知的障害者相談員が、地域の相談に対応しています。また、県で実施される研修等に参加しています。

障害者相談員

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者相談員	2	2	2	2	2	1
知的障害者相談員	2	2	2	2	2	2

資料：庁内調べ（各年度末現在）



障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

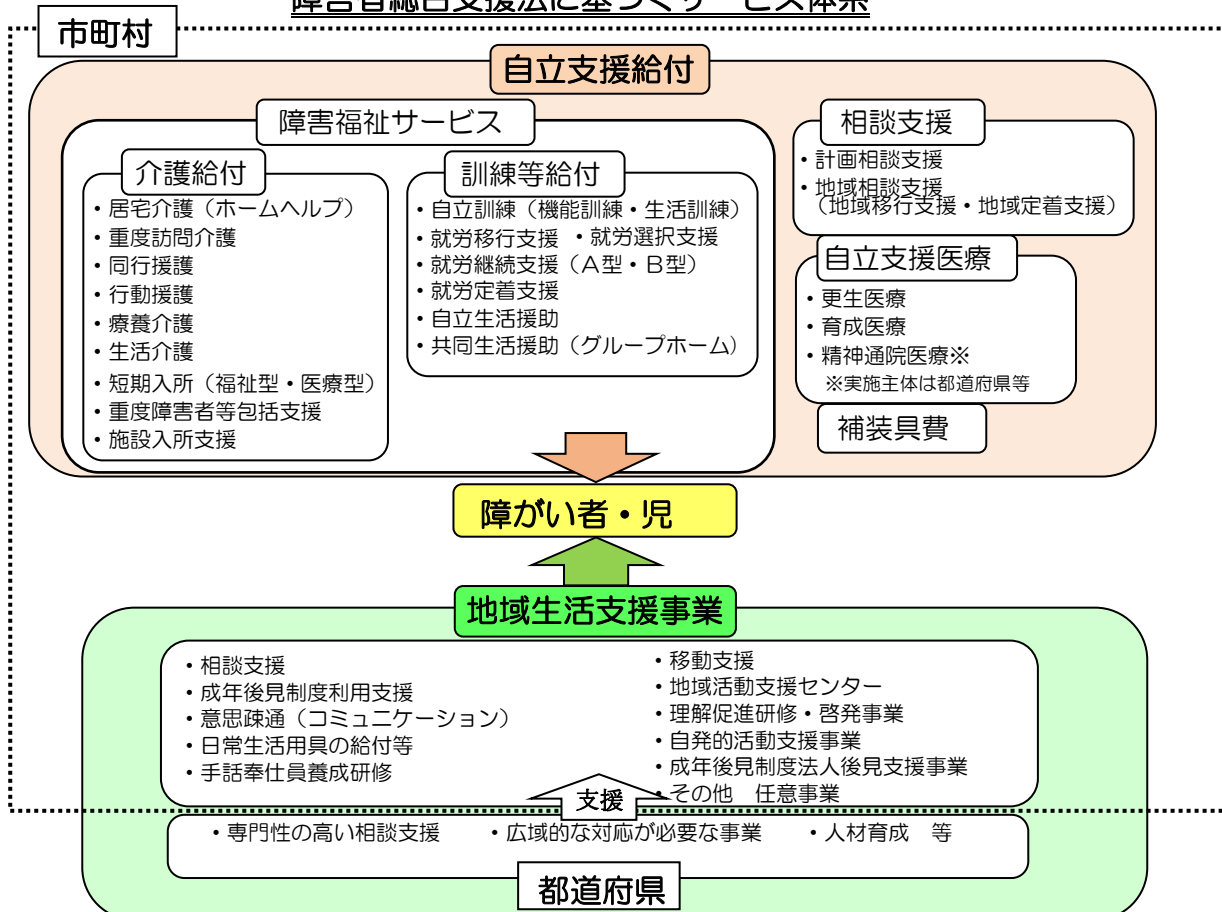
1. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害者総合支援法に基づく障がい者等に対する福祉サービスは、全国一律に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村が独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、自立した生活を支援するためのケアマネジメントを行う「相談支援」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入又は修理する費用を支給する「補装具費の支給」に分けられます。

「地域生活支援事業」は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通（コミュニケーション）支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、等の10の必須事業と地域の実情に応じて市町村の判断により実施する任意事業があります。

障害者総合支援法に基づくサービス体系

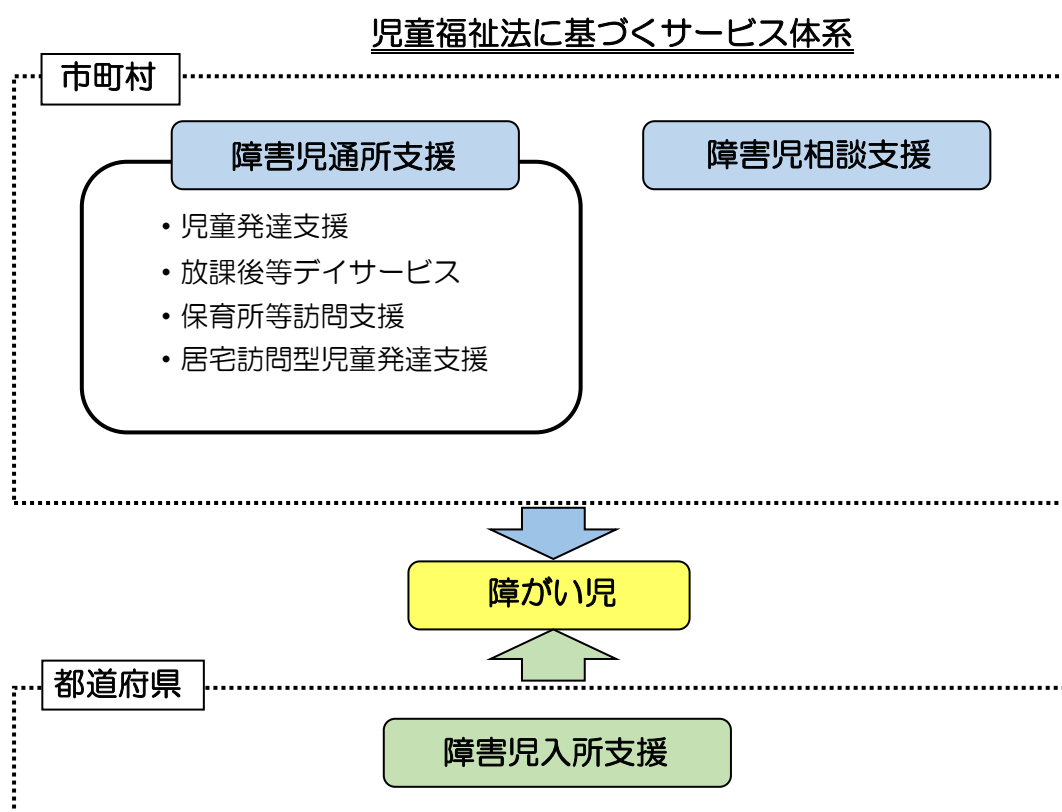


2. 児童福祉法に基づくサービス体系

児童福祉法に基づく障がい児に対する福祉サービスは、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」の3つに大別されます。

障害児通所支援には「児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援」があります。

また、「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の実施主体は市町村となっています。



3. 障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正について

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障害者総合支援法等の一部を改正する法律等が成立し、一部の規定を除いて令和6年4月1日から施行されます。

改正の概要等については次のとおりです。

- ・ 障害者総合支援法等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号令和4年12月10日成立）の概要

【改正の概要】

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について精神障害者に加えて精神保健に課題を抱える者も対象とし、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）
 - ① 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院要件の確認を行う。
 - ② 市長村長同意による医療保護入院者を中心に、本人希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容

に、入院措置を採る理由を追加する。

- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

障害 DB、難病 DB 及び小慢 DB について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他（障害者総合支援法、児童福祉法）

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

【施行期日】 令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	目標設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	令和4年度末の施設入所者数 53 人に対して、3 人 (5.7%) 削減することを目標とします。
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和4年度末の施設入所者数 53 人に対して、3 人 (5.7%) 移行することを目標とします。

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者数	50 人
令和8年度末までの地域生活移行者数	3 人

目標実現に向けた取組

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の利用推進により、福祉施設の入所者の地域移行を進めます。障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域生活支援拠点等及び地域の関係機関との連携により地域生活への移行に取り組めます。

また、地域における安定した生活の維持・継続を図るために、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの確保に努めるとともに、地域住民に対して、障がいのある人について理解を深めるための啓発活動等にも積極的に取り組めます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	
精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築	令和8年度において、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上、精神病床における早期退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

活動指標		実 績			目 標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数（回/年）		3回	6回	7回	7回	7回	7回
保健、医療 及び 福祉関係者 による 協議の場への 関係者の 参加者数 (実人/年) ※山武郡市計	保健関係者	3人	11人	12人	12人	12人	12人
	精神科医療 関係者	3人	7人	10人	10人	10人	10人
	その他医療 関係者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	福祉関係者	27人	58人	82人	82人	82人	82人
	介護関係者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	当事者及び家族	1人	5人	6人	6人	6人	6人
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場における目標設定及び評 価の実施回数（回/年）		3回	6回	7回	7回	7回	7回

活動指標	実 績			目 標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
精神障がい者の 地域移行支援の利用者数（実人/月）	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
精神障がい者の 地域定着支援の利用者数（実人/月）	24 人	26 人	28 人	31 人	33 人	35 人
精神障がい者の 共同生活援助の利用者数（実人/月）	30 人	34 人	40 人	44 人	47 人	52 人
精神障がい者の 自立生活援助の利用者数（実人/月）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）の利用者数（実人/月） ※新規設定			2 人	2 人	2 人	2 人

※各年度 3 月利用分

ただし、地域移行支援・地域定着支援は各年度の平均値

目標実現に向けた取組

本市においては、千葉県が山武圏域に設置した「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を市町村における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置づけています。

同会議において、精神障がい者の住まいの確保支援や入院中の精神障がい者の地域移行や退院後の地域定着支援、ピアサポートの活用等について協議し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3. 地域生活支援の充実

国の基本指針	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築を進め、またその機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証・検討を実施

目 標	現状値	目 標 値
令和8年度末までに地域生活支援拠点等の整備	無	有
令和8年度末までに地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置等による体制の構築	無	有
令和8年度末までに地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施	無	有
令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	無	有
令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制の整備	無	有

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証・検討の実施回数	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

障がいのある人の重度化や高齢化、そして「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活を支援するための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を有する地域生活支援拠点等の整備については、山武郡市町共同で、山武郡市障がい者基幹相談支援センターと連携して複数の事業者及び機関によって構成される面的な連携体制を令和6年4月に整備し、山武郡市障がい者基幹相談支援センターに地域生活支援拠点コーディネーターを配置して障がいのある人の地域生活の支援体制の強化を図ります。

また、山武圏域自立支援協議会等の場を活用して、地域生活支援拠点等での支援の実績等を踏まえた検証・検討を実施し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	目標設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度実績7人に対して、11人(1.57倍)を目標とします。
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	令和8年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上	令和3年度実績5人に対して、7人(1.40倍)を目標とします。
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	令和8年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上	令和3年度実績2人に対して、3人(1.50倍)を目標とします。
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	令和8年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度実績はありませんが、1人を目標とします。
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	国の基本指針に沿った目標設定とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上	令和3年度実績7人に対して、10人(1.43倍)を目標とします。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	令和8年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	国の基本指針に沿った目標設定とします。

目 標 値	
令和8年度における一般就労移行者数	11人 (1.57倍)
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	7人 (1.40倍)
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	3人 (1.50倍)
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
令和8年度末時点における一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上
令和8年度における就労定着支援事業利用者数	10人 (1.43倍)
令和8年度末時点における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上

目標実現に向けた取組

障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、就労移行支援や就労定着支援等の就労支援サービスの質的・量的な充実を図るとともに、山武圏域自立支援協議会就労部会を活用して、障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所、ハローワークなどの関係機関との連携により、就労支援体制の強化を目指します。

また、本市で毎年度策定している「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図ることにより、施設利用者の工賃向上への取組みも一体的に進めます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和8年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用し、地域社会への参加等を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

目 標	現状値	目 標 値
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置	無	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有

活動指標	実 績			目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2人	4人	7人	10人	12人	14人

※山武郡市計

目標実現に向けた取組

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的な機能を有し、地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターや特別な支援を必要とする児童に対応した主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、山武圏域自立支援協議会の活用等により確保を図ります。

また、保育所等訪問支援を活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。併せて、千葉県から委託を受けて東金市簡易マザーズホームが実施している千葉県障害児等療育支援事業の活用について周知を図ります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、山武圏域自立支援協議会の障害児部会を協議の場として、医療的ケア児支援のための体制づくりについて協議を行っています。同部会及び山武郡市障がい者基幹相談支援センターに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、関係各機関と連携した総合的な支援体制を構築し、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制の強化を図ります。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む）において、基幹相談支援センターを設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	令和8年度末までに、総合的な相談支援及び関係機関等の連携等を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談体制の強化を図る体制を確保
地域づくりに向けた協議会の体制の確保	令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保

目 標	現状値	目 標 値
基幹相談支援センターの設置	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	無	有

活動指標	実 績			目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (件/年)		3 件	10 件	10 件	10 件	10 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (件/年)		9 件	10 件	10 件	10 件	10 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 (回/年)		19 回	20 回	20 回	20 回	20 回
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の実施回数 (回/年) ※新規設定				2 回	2 回	2 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ※新規設定		4 人	5 人	5 人	5 人	5 人

目標実現に向けた取組

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として令和4年4月に山武郡市共同で設置した山武郡市障がい者基幹相談支援センターでは、障がいの種別や各種ニーズに対応した専門職員による総合的・専門的な相談支援を実施し、関係各機関と連携して障がいのある方やそのご家族からの相談に応じます。

同センターでは、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成のための研修等を継続的に実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議の場として、山武圏域自立支援協議会を活用して体制を確保します。協議会では、個別事例の検討を通じ地域課題の改善等を行う取組を促進し、障がい者の地域支援体制の確保を図ります。

7. 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

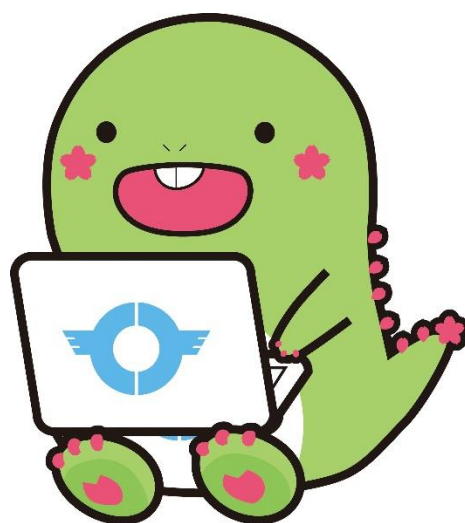
目 標 値
令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市職員の参加人数	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を 共有する体制の有無及びその実施回数	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

目標実現に向けた取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指し、市職員が障害者総合支援法の具体的内容について理解を深めるための各種研修等に積極的に参加できるように職場環境を整備します。

また、事業所の事務負担を軽減し、障害福祉サービス等の提供に注力できるように、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制を構築します。



8. 発達障がい者等に対する支援

目 標 値	
発達障がい者等及び家族等への 支援体制の確保 ※新規設定	保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や 方法を身につけ適切な対応ができるような支援プログラ ムの実施体制の構築

活動指標	実 績			目 標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 受講者数	2 人	3 人	5 人	5 人	5 人	5 人
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 実施者数	3 人	3 人	1 人	2 人	2 人	2 人
ペアレントメンターの人数	2 人	2 人	2 人	5 人	5 人	5 人
ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人	50 人	50 人	50 人

※山武郡市計（人／年）

目標実現に向けた取組

発達障がい者等に対して適切な支援が行われるよう、発達障がい者とそのご家族等への支援体制の確保に努めます。

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、山武郡市障がい者基幹相談支援センター及び山武圏域自立支援協議会の障害児部会を活用し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施します。

障害福祉サービス等の利用状況と 利用見込み

1. 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、外出時における移動中の介護等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際に、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人を対象に、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 取組み状況

サービス名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
居宅介護	実人／月	84	86	88	78	90	97
	時間／月	1,188	1,216	1,245	1,065	1,196	1,204
重度訪問介護	実人／月	5	6	6	5	4	4
	時間／月	1,220	1,396	1,396	1,192	1,152	1,208
同行援護	実人／月	9	9	8	8	10	10
	時間／月	136	136	121	72	106	129
行動援護	実人／月	0	1	1	0	0	1
	時間／月	0	11	11	0	0	10
重度障害者等 包括支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用分

- ✧ 居宅介護については、利用者数・利用時間ともに増加し、利用者数は計画値を上回りました。在宅で支援を受ける方は、増加傾向にあります。
- ✧ 重度訪問介護は、利用者数は減少し、計画値を下回りました。一方利用時間は計画値を下回ったものの増加傾向にあり、1人当たりの利用時間は増加しています。
- ✧ 同行援護は、利用者数・利用時間ともに増加し、計画値を上回る利用がありました。
- ✧ 行動援護は、令和5年度に利用があり、ほぼ計画値通りでした。
- ✧ 重度障害者等包括支援は、計画値のとおり利用がありませんでした。

② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	実人／月	78	90	97	102	108	113
	時間／月	1,065	1,196	1,204	1,269	1,334	1,400
重度訪問介護	実人／月	5	4	4	4	5	5
	時間／月	1,192	1,152	1,208	1,208	1,498	1,498
同行援護	実人／月	8	10	10	11	12	13
	時間／月	72	106	129	142	155	168
行動援護	実人／月	0	0	1	1	1	1
	時間／月	0	0	10	10	10	10
重度障害者等 包括支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用分

③ 見込量確保の方策

- ◇ 障がいのある人の高齢化・重度化や介護する家族の高齢化、施設入所等からの地域移行等に伴って今後もサービス利用の需要は増加すると見込まれるため、多様な事業者の参入を促進することによりサービス提供体制の充実を図ります。
- ◇ 障がいの特性を十分理解し、適切な対応ができるヘルパーの養成・確保が重要であることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上に努めます。

2. 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、自宅において、理学療法・作業療法等必要なリハビリテーションや生活等に関する相談・助言等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、自宅において、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活等に関する相談・助言等を行います。
就労選択支援 ※新規	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する原則 65 歳未満の人を対象に、生産活動・職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練や求職活動に関する支援、就労に関する相談等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等に就労することが困難な原則 65 歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等に就労することが困難な人を対象に、生産活動の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着を図るため、勤務先・医療機関等との連絡調整や就労に伴って生じる日常生活・社会生活上の問題に関する相談・指導等を行います。
療養介護	病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人を対象に、病院において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、施設等に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。障害者支援施設等で実施する「福祉型」と病院等で実施する「医療型」があります。

① 取組み状況

サービス名	単位	計画			実績		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
生活介護	実人/月	139	145	151	136	142	150
	延人日/月	2,633	2,746	2,860	2,583	2,792	2,855
うち重度障がい者 ※新規設定	実人/月						120
うち強度行動障がい ※新規設定	実人/月						58
うち高次脳機能障がい ※新規設定	実人/月						1
うち医療的ケアを必要とする者 ※新規設定	実人/月						5
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	2	3	3	0	0	1
	延人日/月	38	57	57	0	0	19
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	3	3	2	2	4	3
	延人日/月	46	46	30	54	79	66
うち精神障がい者 ※新規設定	実人/月						2
就労選択支援 ※新規設定 (R7 年度から実施)	実人/月						
就労移行支援	実人/月	13	13	14	21	13	19
	延人日/月	231	231	248	306	245	316
就労継続支援 (A 型)	実人/月	30	33	36	26	32	34
	延人日/月	565	621	678	493	635	681
就労継続支援 (B 型)	実人/月	95	99	103	86	104	117
	延人日/月	1,434	1,495	1,555	1,506	1,726	1,857
就労定着支援	実人/月	4	4	5	0	3	3
療養介護	実人/月	5	5	6	5	5	5
短期入所 (福祉型)	実人/月	26	27	27	11	17	19
	延人日/月	296	307	307	206	291	285
うち重度障がい者 ※新規設定	実人/月						9
うち強度行動障がい ※新規設定	実人/月						3
うち高次脳機能障がい ※新規設定	実人/月						1
うち医療的ケアを必要とする者 ※新規設定	実人/月						0
短期入所 (医療型)	実人/月	2	2	2	1	2	2
	延人日/月	8	8	8	5	10	10

※各年度 3 月利用分

- ✧ 生活介護については、利用者数・利用時間ともに増加し、ほぼ計画値通りの利用がありました。入所中の方、また通所により多くの方が日中に支援を受けています。
- ✧ 自立訓練については、機能訓練・生活訓練併せてほぼ横ばいの利用があり、ほぼ計画値通りの利用がありました。
- ✧ 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型などの就労系サービスを利用する方は増加しており、計画値を大幅に上回る利用がありました。特に一般就労を目指した就労移行支援を利用する方や、福祉的就労を利用する方の利用が増加しています。
- ✧ 療養介護については、ほぼ計画値どおりで横ばいの利用となっています。
- ✧ 短期入所については、医療型はほぼ計画値どおりの利用がありましたが、福祉型の利用は計画値を下回りました。これは、新型コロナウイルス感染症対策により新規受入れが困難であったことが理由と考えられます。

② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	実人/月	136	142	150	157	163	170
	延人日/月	2,583	2,792	2,855	2,988	3,103	3,236
うち重度障がい者 ※新規設定	実人/月			120	126	130	136
うち強度行動障がい ※新規設定	実人/月			58	60	63	65
うち高次脳機能障がい ※新規設定	実人/月			1	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者 ※新規設定	実人/月			5	5	5	5
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	0	0	1	1	2	2
	延人日/月	0	0	19	19	38	38
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	2	4	3	3	3	3
	延人日/月	54	79	66	66	66	66
うち精神障がい者 ※新規設定	実人/月			2	2	2	2
就労選択支援 ※新規設定（R7年度から実施）	実人/月					1	1
就労移行支援	実人/月	21	13	19	19	19	19
	延人日/月	306	245	316	316	316	316
就労継続支援 (A型)	実人/月	26	32	34	37	40	43
	延人日/月	493	635	681	741	801	861
就労継続支援 (B型)	実人/月	86	104	117	125	134	143
	延人日/月	1,506	1,726	1,857	1,984	2,127	2,270
就労定着支援	実人/月	0	3	3	3	3	3
療養介護	実人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	実人/月	11	17	19	20	21	22
	延人日/月	206	291	285	300	315	330
うち重度障がい者 ※新規設定	実人/月			9	10	10	11
うち強度行動障がい ※新規設定	実人/月			3	3	3	4
うち高次脳機能障がい ※新規設定	実人/月			1	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者 ※新規設定	実人/月			0	0	1	1
短期入所 (医療型)	実人/月	1	2	2	2	2	2
	延人日/月	5	10	10	10	10	10

※各年度3月利用分

③ 見込量確保の方策

- ◇ 障がいのある人の地域における生活の維持・継続や一般就労への移行等のため、また障がいのある人の高齢化・重度化や介護する家族の高齢化などに伴って、今後もサービス利用の需要は増加すると見込まれるため、多様な事業者の参入を促進することによりサービス提供体制の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときや緊急時の支援体制（地域生活支援拠点等）を整備し、緊急相談、緊急短期入所等の提供体制の充実に努めます。
- ◇ 福祉施設に通所している人の経済的な負担を軽減するため、通所に係る交通費の一部を助成する事業を継続して実施します。

3. 居住系サービス

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所している人に、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談・助言等を行います。

① 取り組み状況

サービス名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	実人／月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人／月	62	70	77	62	69	78
うち精神障がい者	実人／月	29	33	36	30	34	40
うち重度障がい者 ※新規設定	実人／月						20
うち強度行動障 がい※新規設定	実人／月						2
うち高次脳機能 障がい ※新規設定	実人／月						0
うち医療的ケア を必要とする者 ※新規設定	実人／月						1
施設入所支援	実人／月	53	54	54	51	53	53

※各年度3月利用分

- ◇ 自立生活援助については、計画値のとおり利用がありませんでした。
- ◇ 共同生活援助については、ほぼ計画値どおりの利用者の増加がありました。施設入所等からの地域移行や親元などからの自立が進んでいます。
- ◇ 施設入所支援については、計画値とおりほぼ横ばいの利用者数となりました。地域に移行する方がいる一方で、事情により入所となる方もいます。

② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	実人／月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人／月	62	69	78	86	93	101
うち精神障がい者	実人／月	30	34	40	44	47	52
うち重度障がい者 ※新規設定	実人／月			20	22	23	25
うち強度行動障 がい※新規設定	実人／月			2	2	2	2
うち高次脳機能 障がい ※新規設定	実人／月			0	1	1	1
うち医療的ケア を必要とする者 ※新規設定	実人／月			1	1	1	1
施設入所支援	実人／月	51	53	53	53	53	50

※各年度3月利用分

③ 見込量確保の方策

- ✧ 施設入所等から地域生活への移行や親元からの自立においては、希望による地域での暮らしを継続するために、グループホームの果たす役割は非常に重要であることから、事業者への運営費補助事業や利用者への家賃補助事業を継続して実施することなどにより、サービス見込み量の確保を図ります。
- ✧ 重度化・高齢化した障がい者の地域生活への移行が可能となるよう日中サービス支援型グループホームによりサービス提供体制を確保し、サービス見込み量の確保を図ります。
- ✧ グループホームの設置にあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図ります。
- ✧ 山武圏域自立支援協議会を活用し、障害者支援施設及びグループホームなどの居住系サービスに係る部会の設置を予定しており、関係機関での情報共有や研修等の実施により職員等の資質向上に努め、サービスの質の向上を図ります。

4. 相談支援

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行うとともに、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している精神障がいのある人等を対象に、地域の生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域の生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に相談や訪問等の対応を行います。

① 取り組み状況

サービス名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	実人/月	153	161	170	154	169	189
地域移行支援	実人/月	1	1	1	1	1	1
うち精神障がい者	実人/月	1	1	1	1	0	1
地域定着支援	実人/月	22	20	17	25	29	31
うち精神障がい者	実人/月	21	19	16	24	26	28

※各年度の平均値

- ✧ 障害福祉サービスを利用する方が増加していることから、計画相談支援を利用する方も増加しており、ほぼ計画値どおり利用者の増加がありました。
- ✧ 地域移行支援については、ほぼ計画値通り横ばいの利用でしたが、移行後の地域定着支援については、計画値を大幅に上回る利用がありました。多くの方が地域移行後に支援を受けながら、地域で生活をしています。

② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	実人／月	154	169	189	202	217	232
地域移行支援	実人／月	1	1	1	1	1	1
うち精神障がい者	実人／月	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	実人／月	25	29	31	34	36	39
うち精神障がい者	実人／月	24	26	28	31	33	35

※各年度の平均値

③ 見込量確保の方策

- ☆ 適切なケアマネジメントを行える相談支援専門員の養成・確保が求められていることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、相談支援専門員の確保及び知識・技術の向上に努めます。
- ☆ 地域における相談支援の中核機関である山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言などを実施することにより、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

地域生活支援事業の利用状況と 利用見込み

1. 理解促進研修・啓発事業

事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいの理解を深めるための研修や啓発を行います。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ◇ 障害者週間にあわせたイベント開催や広報活動等による理解促進に向けた啓発活動などの取組を行い、心のバリアフリーの推進に努めます。

2. 自発的活動支援事業

事業名	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

① 取り組み状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ◇ 障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的活動を支援し、障がいのある人の生きがいづくりの促進に努めます。

3. 相談支援事業

事業名	概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人や家族等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的にを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する、専門的な指導・助言・情報提供・人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行います。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施に向けた検討			無	有	有

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- ✧ 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について、山武郡市では、山武郡市広域行政組合の共同処理事務として「山武郡市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、より効果的な地域の相談支援体制の強化に取り組みます。
- ✧ 山武郡市障がい者基幹相談支援センターには、専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者に対し専門的な指導・助言や人材育成を図り、地域の相談支援機能の強化を図ります。
- ✧ 山武郡市障がい者基幹相談支援センターでは、障がいのある方やそのご家族等からの様々な相談に応じる総合相談窓口として、障がい者相談支援事業を実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実人／年	1	1	1	0	0	0

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- ◇ 成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する成年後見制度利用支援事業を継続して実施し、山武郡市障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	概要
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	実施に向けた検討			無	無	無

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	実施に向けた検討		

③ 見込量確保の方策

- ✧ 法人後見を実施する団体を確保するため、立ち上げ支援や研修の実施等について、山武圏域各市町や関係機関等と連携して検討を進めます。

6. 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

事業名	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に対し、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣して意思疎通（コミュニケーション）の円滑化を図ります。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
手話通訳者派遣事業	件／年	70	77	83	38	16	37
要約筆記者派遣事業	件／年	2	2	2	3	6	6
手話通訳者設置事業	実人／年	1	1	1	1	1	1

◇ 手話通訳者派遣事業は、利用延べ件数は計画値を下回りました。個別の事情により、利用件数に変動があります。

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	件／年	38	16	37	37	37	37
要約筆記者派遣事業	件／年	3	6	6	6	6	6
手話通訳者設置事業	実人／年	1	1	1	1	1	1

③ 見込量確保の方策

◇ 手話通訳者や要約筆記者の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

7. 日常生活用具給付事業

事業名	概要
日常生活用具給付事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

① 取組状況

用具名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	件／年	12	12	12	2	1	5
自立生活支援用具	件／年	7	6	6	8	7	8
在宅療養等支援用具	件／年	9	10	11	5	2	5
情報・意思疎通支援用具	件／年	3	3	3	3	8	4
排泄管理支援用具	件／年	1,405	1,432	1,442	1,371	1,366	1,371
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	4	5	5	0	0	0

◇ 日常生活用具給付のほとんどを排泄管理支援用具が占めており、全体的には計画値を下回り、ほぼ一定の給付件数でした。

② 必要な量の見込み

用具名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	2	1	5	5	5	5
自立生活支援用具	件／年	8	7	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件／年	5	2	5	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件／年	3	8	4	8	8	8
排泄管理支援用具	件／年	1,371	1,366	1,371	1,371	1,371	1,371
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策

◇ 利用実績及び利用見込みをもとに、適正な予算の確保に努めます。

8. 手話奉仕員養成研修事業

事業名	概要
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等を推進するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
手話奉仕員養成 研修事業 (講座修了者 数)	実人／年	2	3	3	—	4	4

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

- ◇ 手話奉仕員養成講座については、令和3年度は未実施となりましたが、令和4・5年度については計画値を上回る修了者がありました。

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業 (講座修了者数)	実人／年	—	4	4	4	4	4

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策により未実施

③ 見込量確保の方策

- ◇ 山武郡市広域行政組合が共同処理事務として養成講座を実施しており、養成講座の実施について広く周知を行い、多くの方の受講に努めます。

9. 移動支援事業

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動に困難がある人を対象に、外出のための支援を行うことで、障がいのある人の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。障がいのある人と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数（グループ）支援型」があります。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
移動支援事業	時間／年	2,346	2,346	2,346	1,272	1,589	1,762
	実人／年	15	15	15	7	8	11

- ◇ 移動支援事業については、利用実人数・利用時間ともに計画値を下回る利用となりました。新型コロナウイルス感染症対策で外出を控えた結果と考えますが、利用は徐々に回復しています。

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間／年	1,272	1,589	1,762	2,032	2,302	2,572
	実人／年	7	8	11	12	13	14

③ 見込量確保の方策

- ◇ 利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。
- ◇ 市と契約により移動支援事業を実施する事業所の確保に努めます。

10. 地域活動支援センター

事業名	概要
地域活動支援センター	障がいのある人に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。 地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型があり、地域の実情に応じた事業運営を推進します。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター機能強化事業	か所	2	2	2	2	0	0

◇ 地域活動支援センターの利用者が障害福祉サービス等の利用へ移行したため、令和4・5年度は計画値を下回り利用者はなしでした。

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	2	0	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策

◇ 地域活動支援センター事業については、市内に事業所はありませんが、市外の事業所へ通所する人がいる場合、運営費の補助を行います。

1 1. 任意事業

事業名	概要
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障がいのある人を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
移動入浴サービス事業	家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

① 取組状況

事業名	単位	計画			実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	回／年	1,130	1,130	1,130	1,193	1,510	1,604
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	件／年	1	1	1	2	1	1
知的障がい者職親委託事業	実人／年	5	5	5	5	4	3
移動入浴サービス事業	実人／年	6	7	7	5	5	7

- ◇ 日中一時支援事業については、年々利用増となっており、計画値を上回る利用がありました。
- ◇ 知的障がい者職親委託事業については、利用者が障害福祉サービス等の利用へ移行したため、計画値を下回る実績となっています。

② 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	回／年	1,193	1,510	1,604	1,704	1,810	1,922
自動車運転免許取得 費・改造費助成事業	件／年	2	1	1	1	1	1
知的障がい者 職親委託事業	実人／年	5	4	3	3	3	3
移動入浴サービス事業	実人／年	5	5	7	7	7	7

③ 見込量確保の方策

- ◇ 各事業とも利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。
- ◇ 市と契約により日中一時支援事業を実施する事業所の確保に努めます。



第 8 章

障害児通所支援等の利用状況と 利用見込み

1. 障害児通所支援等

サービス名	概要
児童発達支援	主に未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、医療機関において、児童発達支援と治療を行います。（※令和6年4月より児童発達支援として一元化）
放課後等 デイサービス	就学している児童を対象に、授業の終了後（放課後）や学校の休業日（夏休み等）に、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請時の障害児支援利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

① 取組状況

サービス名	単位	計画			実績		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
児童発達支援	実人／月	78	82	85	82	80	80
	延人日／月	613	645	668	706	681	663
医療型 児童発達支援	実人／月	1	1	1	0	0	1
	延人日／月	2	2	2	0	0	2
放課後等 デイサービス	実人／月	123	129	135	113	133	146
	延人日／月	1,443	1,514	1,584	1,453	1,777	1,858
保育所等訪問支援	実人／月	0	1	1	0	0	1
	延人日／月	0	2	2	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	延人日／月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人／月	67	74	81	55	53	56
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置人数 (山武郡市計)	人	1	1	1	2	4	7

※各年度3月利用分

ただし、障害児相談支援は各年度の平均値

- ✧ 放課後等デイサービスについては、年々利用が増加しており計画値を上回る利用がありました。その他各サービスについては、ほぼ一定で計画値通りの利用でした。
- ✧ 障害児相談支援については、計画を下回る利用でした。
- ✧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、県で実施する研修の受講者が多くあり、計画を上回る配置が確保されました。

② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	実人／月	82	80	80	84	86	87
	延人日／月	706	681	663	686	702	715
医療型 児童発達支援	実人／月	0	0	1	※令和 6 年 4 月より、 児童発達支援として一元化		
	延人日／月	0	0	2			
放課後等 デイサービス	実人／月	113	133	146	153	160	167
	延人日／月	1, 453	1, 777	1, 858	1, 947	2, 036	2, 125
保育所等訪問支援	実人／月	0	0	1	1	1	1
	延人日／月	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	延人日／月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人／月	55	53	56	56	56	56
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数（山武郡市計）	人	2	4	7	10	12	14

※各年度 3 月利用分

ただし、障害児相談支援は各年度の平均値

③ 見込量確保の方策

- ✧ 児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については量的な提供体制は充実してきていることから、今後は、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供や山武郡市障がい者基幹相談支援センターによる相談支援に関する助言・指導等により、サービスの質の向上を図ります。
- ✧ 保育所等訪問支援については、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために市内及び山武郡内事業所の積極的な活用について周知を図ります。
- ✧ 千葉県から委託を受けて東金市簡易マザーズホームが実施している千葉県障害児等療育支援事業の活用について周知を図ります。
- ✧ 山武郡市障がい者基幹相談支援センターにおいて、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努め、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

第9章 計画の推進のために

1. 計画の推進

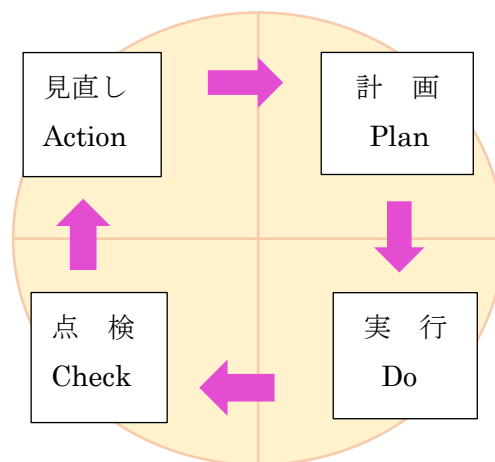
本計画策定後は、着実に施策・事業が推進できるよう、関係機関と連携を図りながら進捗状況を定期的に把握し、その結果を踏まえて必要な対応を図ります。

また、山武圏域自立支援協議会を中心として、計画推進に必要な事項の検討を行います。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、国の指針に基づき、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）のPDCAサイクルにより実施し、必要な対応を図ります。

- P 国の基本指針に即して、成果目標及び活動指標を設定
サービスの見込量の設定や提供体制の確保の方策
- D 計画に基づき事業を実施
- C 取組状況の確認、実績の把握、点検・評価の実施
- A 評価に応じ、計画変更や事業の見直しを実施



3. 関係機関との連携

山武圏域自立支援協議会をはじめ、山武圏域の市町・保険・医療・就労・教育などの関係機関等との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進していきます。

専門的・広域的な対応が望ましい施策については、県及び山武圏域の市町と連携・協力して取り組むことで、より効果的な推進を図ります。

また、山武圏域自立支援協議会では、障がい福祉に関する相談支援・就労支援・障がい児支援・地域生活支援等の方策について協議し、情報交換を行うとともに計画推進に必要な事項の検討を行い、より効果的な推進を図ります。



第10章 その他

1. 計画に関する事項

(1) 関係団体等ヒアリング（任意）

令和5年10月実施

- ◆障がい者団体ヒアリング（書面）
 - ・東金市身体障害者福祉会
 - ・東金市手をつなぐ親の会
 - ・精神障がい者家族会・のぞみ会
- ◆山武圏域自立支援協議会ヒアリング（書面）
 - ・山武圏域自立支援協議会会長
 - ・山武圏域自立支援協議会副会長
 - ・山武圏域自立支援協議会相談支援部会長
 - ・山武圏域自立支援協議会就労部会長
 - ・山武圏域自立支援協議会障害児部会長
 - ・山武圏域自立支援協議会事務局
（山武郡市障がい者基幹相談支援センター長）

(2) パブリックコメントの実施

令和6年1月18日から2月16日まで

「第7期東金市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」
について意見募集

2. 用語解説

※この計画に掲載のない障がいに関連する用語も参考として含んでいます。

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みのこと。

インクルージョン

障がいの有無などを問わず、すべての人が差別なく受け入れられ、社会生活を送ることができる状態

SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

ケアマネジメント

障がいのある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助方法。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

障害支援区分

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されている。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法

障がいのある人の権利・利益の擁護や障がいのある人への虐待の防止を目的として、平成23年6月17日に成立、翌24年10月1日から施行された。障がいのある人への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、国民に通報義務を課し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示した。正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある人、障がい者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、その人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者優先調達推進法

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の自立を促進することを目的とした法律で、国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定され、平成25年4月に施行された。正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。

自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関等で構成される。

身体障害者手帳

①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人を対象として交付される手帳。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人又は認知症高齢者など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み馴れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制。

千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指し、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めた条例。

中核地域生活支援センター

千葉県が独自に設置している機関で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で専門性を持った寄り添い支援を行う。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉のこと。

福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

法定雇用率

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、障がいのある人をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより速く、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども及びその家族、障がいに関して心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人を対象として交付される手帳。障がいの程度表示（千葉県）は、最重度が「㉠、㉠の1、㉠の2」、重度が「Aの1、Aの2」、中度が「Bの1」、軽度が「Bの2」となっている。

第 7 期東金市障がい福祉計画
第 3 期東金市障がい児福祉計画

発 行 年 月 : 令和 6 年 3 月
発行・編集 : 東金市 市民福祉部 社会福祉課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1 番地 1
TEL : 0475-50-1232
FAX : 0475-50-1232
E-Mail : syafuku@city.togane.lg.jp